

【件名】

インド入国時の検疫ガイドライン（インド保健・家庭福祉省）の改訂

【ポイント】

- 11月5日付けで、インドに入国する際の検疫ガイドラインが改訂されました。
- 新たなガイドラインでは、以下の3点が変更されています。
 - （1）RT-PCR検査の陰性証明書は、出発前72時間以内に行われたものでなければならない。
 - （2）上記陰性証明書を取得している者は、停留措置が免除され、代わりに14日間のセルフモニタリングを行う。
 - （3）施設がある空港では、到着時に空港でRT-PCR検査を受けることが可能。
- 日本外務省はインドについて「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の感染症危険情報を発出しています。インドへの渡航を検討される場合は、インドにおける感染状況を踏まえ、渡航の必要性や時期について慎重に御検討ください。また、インド政府の外国人の入国に関するガイドラインに御留意願います。

【本文】

1 インド保健・家庭福祉省は、11月5日付で、国際線でインドに入国した場合の検疫に係るガイドライン（Guidelines for International Arrivals）を改訂しました。

2 これまでは、改訂前のガイドラインに基づき、出発前96時間以内に実施されたRT-PCR検査の陰性証明書をデリー空港HPに提出した場合には、14日間の自宅停留（home quarantine）となることとされていましたが、今回の改訂により、これに関して以下の3点のとおり変更されました。

- （1）RT-PCR検査の陰性証明書は、出発前72時間以内に行われた検査によるものでなければならない。
- （2）RT-PCR検査の陰性証明書を取得している者は、入国後14日間の停留措置が免除され、代わりに健康のセルフモニタリング（※）を14日間行うこととなる。
- （3）RT-PCR検査は、関連施設がある空港では、到着時に空港で受けることもできる。

（※）当館からインド保健・家庭福祉省に確認したところ、感染予防対策（検温、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等）を講じている状況を指すと回答。

（インド保健・家庭福祉省 入国検疫ガイドライン）

<https://www.mohfw.gov.in/pdf/05112020Guidelinesforinternationalarrivals.pdf>

なお、同ガイドラインでは、各州は、乗客がそれぞれの州に到着した後に、現地の評価に従い、追加の検疫・停留措置をとり得るとされています。

3 日本外務省はインドについて「レベル3：渡航は止めてください(渡航中止勧告)」の感染症危険情報を発出しています。インドへの渡航を検討されている邦人の皆様におかれては、インドにおける感染状況を踏まえ、渡航の必要性や時期について慎重に御検討ください。

(新型コロナウイルス感染症に関する皆様へのお願い：当館ホームページ)

https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/20201105_rev_Coronavirus_j.pdf

また、以下のインド内務省入国管理局ホームページに、現在入国できる査証カテゴリーや査証取得手続き、事前の自己申告フォーム等の提出、入国後の自主隔離等、外国人の入国に関するインド政府のガイドラインが掲載されていますので御留意願います。

(インド内務省入国管理局ホームページ該当部分)

<https://boi.gov.in/content/advisory-travel-and-visa-restrictions-related-covid-19-1>

4 ロックダウン中に国際定期旅客便の運航が停止されたことを受け、これまで、当館から領事メールにより日本行きの臨時便に関する情報提供を行ってきました。他方、その後、インド政府によりエア・バブルが設定され、11月以降のエア・バブルに基づく便については、航空会社のウェブサイトでの予約受付・航空券購入が可能となっています。これを踏まえ、今後、当館からの臨時便の運航に関する情報提供は終了することとしますので、今後の臨時便の運航情報については航空会社のウェブサイトにて御確認ください。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)
在インド日本国大使館
電話: 011-4610-4610 (代表)
email: jpemb-cons@nd.mofa.go.jp